

令和3年5月26日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 史跡草津宿本陣整備基本計画策定懇話会開催要綱の制定について

草津市教育委員会告示第15号

史跡草津宿本陣整備基本計画策定懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

令和3年5月6日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

史跡草津宿本陣整備基本計画策定懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡草津宿本陣整備基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、史跡草津宿本陣整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の検討を行うため、意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員11人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 史跡草津宿本陣所有者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

(1) 整備基本計画の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長および副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局歴史文化財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、整備基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。